

議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかるらず、平成十五年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年四月の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、國務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額とする。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかるらず、平成十六年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年四月の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、國務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額とする。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかるらず、平成十七年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年四月の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、國務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額とする。

平成二十一年六月に支給する期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百三十三号）附則第五条の規定による。

平成二十一年十二月に支給する第十二条の二第一項の規定による期末手当に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律」に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、國務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額とする。

平成十七年六月に支給する期末手当に関する同条第二項の規定にかかる場合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百三十三号）附則第五条の規定による。

五十二号」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十一号)第四条の規定による改定の適用がないものとした場合における同法と、「額と」とあるのは「額に、百分の八十を乗じて得た額と」とする。

平成二十二年七月分から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十九号)の施行の日の属する月の前月分までの歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員となくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合(月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳費を受けるものとして計算する)にその月分の歳費として受け取るととなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。

参議院議員が、令和四年七月三十一日までの間ににおいて、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。

前項の規定により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たつては、同項の措置が參議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七千円を目安とするものとする。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国合法第三十五条の規定にかかるわらず、令和三年四月三十日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国合法第三十五条の規定にかかるわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国合法第三十五条の規定にかかるわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十乗じて得た額とする。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第二十二号）の施行の日（以下「令和四年改正法施行日」という。）から令和四年六月の期末手当の支給期日までの間に最初に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号）附則第二条（第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定の例による。この場合において、同条第一項中「期末手当の額に、同月一日（同日）」であるのは「期末手当及び同年十一月十四日の衆議院の解散により国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十一条の四の規定により支給された期末手当の額の合計額に、同年十二月一日（当該期末手当を支給された者のうち同月に期末手当を支給されなかつた者にあつては、当該衆議院の解散の日）（同月一日）と、同項第一号イ中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」とする。

令和四年改正法施行日以後第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、令和四年六月の第十一条の二規定期定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附 則（昭和二十三年一二月一〇日法律第八八号）抄

（一六一号）

この法律は、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

附 則（昭和二十三年七月五日法律第八八号）抄

（一）この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一条の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後の歳費につき、第十条の改正規定は昭和二十三年三月一日以後の給料につき、第九条の改正規定は昭和二十三年六月以後の通信費につき、これを適用する。

（二）この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

附 則（昭和二六年六月二日法律第一九〇号）
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和二七年一月二十五日法律第三二二号）抄
この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第十条の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

附 則（昭和二八年七月八日法律第五三号）
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月十八日から適用する。

附 則（昭和二八年一月一二日法律第二八三号）抄
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年一二月八日法律第二〇六号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年三月三日法律第六号）
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年五月二七日法律第一一八二号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年三月三日法律第一一七三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年五月二七日法律第一二八号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年一月一四日法律第一一八〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年四月二五日法律第八五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年四月二五日法律第八三号）抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

（施行期日）

2 (経過措置)

第二条の規定による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定によるこの法律の施行の日の属する月分の文書通信交通滞在費は、第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定による同月分の調査研究広報滞在費とみなす。

附 則 (令和五年六月三〇日法律第七〇号)

(施行期日)

1 この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前に係る分の各議院の常任委員長及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長に対するこの法律による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八条の二の議会雑費については、なお従前の例による。